

## 臨時休業期間および春季休業日中の 中学校における校庭開放について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、臨時休業においては、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いしているところです。マスクの着用や手洗い・うがい等の徹底を引き続き図っていただくとともに、お子様に体調の変化があった場合は、学校に連絡するようお願いいたします。

なお、このことは、お子様の健康保持のために屋外で適度な運動等を行うことについて妨げるものではなく、感染を防止する対応を図りながら適切な行動をとっていただくことが重要であると捉えております。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するために、下記のとおり校庭開放を実施いたします。

### 記

- 1 対象生徒（学年） 本校1・2学年の生徒
- 2 場所 本校校庭
- 3 利用できる日
  - (1) 1学年…令和2年3月23日（月）・26日（木）・30日（月）の3日間
  - (2) 2学年…令和2年3月24日（火）・27日（金）・31日（火）の3日間※雨天時や雨天の影響によるグラウンド不良時は中止とします。  
(中止の場合は、一斉メールで配信いたします。)
- 4 利用できる時間 全日程 8：45～10：45（2時間）  
※登下校時間は、この時間内であれば各自自由に設定が可能です。  
※利用する生徒は、登下校時に必ず教職員に報告をしてください。  
登校の確認ができない場合、日本スポーツ振興センターでの学校保険が適用できなくなりますのでご注意ください。
- 5 利用にあたっての留意事項
  - (1) 利用できるのは、五中生のみです。保護者、幼児、他校生は利用できません。
  - (2) 校庭を利用する際は、事前に検温を行い、お子様の健康観察を行ってください。  
発熱や風邪の症状がある場合は利用できません。
  - (3) 登下校時の服装は、体育着または部活着のみとします。
  - (4) 個人のボールやバット等の道具の持ち込みはできません。  
学校で、昼休みの校庭開放と同様にボールの貸し出をします。
  - (5) 自転車での登下校はできません。行き帰りのお子様の安全管理は、保護者の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。
  - (6) 水分補給のための水筒持参を可とします。ただし、おやつ等を校庭で食べることはできません。
  - (7) 学校生活でのきまりに準じた活動となります。スマートフォンやゲーム機、お菓子、お小遣い等の不要となるものは持参しないようにご指導をお願いいたします。
  - (8) 中学校の教職員が見守りを行います。校庭開放のきまりに準じて安全に利用してください。
- 6 健康管理の徹底について  
臨時休業期間中及び春季休業日中においても、ご家庭でもマスクの着用や手洗い、うがい等の健康管理や予防の徹底をお願いします。お子様やご家族の皆様に感染等の体調の変化があった場合は、学校まで連絡をお願いします。